

2025年7月7日

情報通信審議会 郵政政策部会「郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた
郵便料金に係る制度の在り方」に係る答申（案）への意見

一般社団法人日本新聞協会
販売委員会

当委員会は、第三種郵便制度の維持を求める立場から、答申案が「第三種郵便物の現行制度を据え置く」とした検討結果を妥当と考えます。

答申案は、郵便事業が将来にわたりその安定的な提供を確保していくため、今後は日本郵便の経営判断の余地を拡大する方向で検討を行うことが望ましいとの方向性を示しました。一方、第三種・第四種郵便物等の料金については、現行制度の必要性が認められるほか、現時点で直ちに直視が必要になる特段の状況変化もないため、現行制度を据え置くことが適当だとしました。

検討の過程におけるヒアリングでは、日本郵便や日本郵政グループ労働組合から第三種・第四種郵便物について、必要性・妥当性の確認・検証や値上げを含む費用負担の在り方の検討等を求める意見が出されました。しかし答申案は同郵便物について、「社会・文化の発展や、国民の福祉増進に貢献する物の郵送料を低廉にするという政策目的を達成するために、低廉な料金による提供が求められるもの」と位置づけ、民営企業に料金優遇の程度の判断を委ねることは適当でなく、優れて国の政策判断に委ねられる事項だとしています。

さらに答申案は、郵便料金の設定に総括原価方式が採られている理由の一つとして、政策的に低廉な料金が求められる第三種・第四種郵便物など、個別の役務の収支だけで料金の適正性を判断することは妥当ではないものがあることを挙げています。

本件について検討を重ねた郵便料金政策委員会が、ヒアリングで出された意見を具体的な議論の対象とせず、第三種郵便制度を据え置くことが適当だと結論づけたことは妥当です。

第三種郵便制度は、新聞の戸別配達を補完する役割も担っています。新聞は日々の報道によって国民の知る権利に奉仕し、多様な意見・論評を広く提供することで、民主主義の維持・発展に寄与しており、全国1万3000の新聞販売所と20万7000人の配達スタッフにより毎日、読者宅まで届けられています。新聞界は継続的に経費を投入し、この戸別配達制度を維持していますが、中山間部や離島など一部地域では、日本郵便の第三種郵便に依存せざるを得ません。低廉な料金で刊行物を郵送できる第三種郵便制度がこれまで日本の社会・文化の発展に果たしてきた役割は、高齢化社会の今こそ不可欠です。

第三種郵便物の承認条件について、郵便法第22条は、「政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とし、あまねく発売されるものであること」と定めています。また、日本郵便は第三種郵便物の制度について、「国民文化の普及向上に貢

献すると認められる定期刊行物の郵送料を安くして、購読者の負担軽減を図ることにより、その入手を容易にし、社会・文化の発展に資する」との趣旨で設けられたと説明しています。これらの同制度の趣旨に照らし、民主主義を支える新聞の公共的な役割の重要性が認められ、第三種郵便物として低廉な料金が適用されてきました。

日本郵便にしかできない低廉な第三種郵便制度は、日本社会、読者にとって必要です。第三種郵便制度の趣旨を踏まえ、現行制度と低廉な料金が今後も維持されることを強く要望します。

以 上